

国民健康保険組合に対する 補助の見直しについて

平成22年12月2日

厚生労働省保険局国民健康保険課

これまでの議論

1. 厚生労働省行政事業レビュー(5月31日)

平成22年5月、厚生労働省行政事業レビューが行われ、国保組合に対する国庫補助のあり方について議論が行われた。

(結論)

事業は継続するが更なる見直しが必要

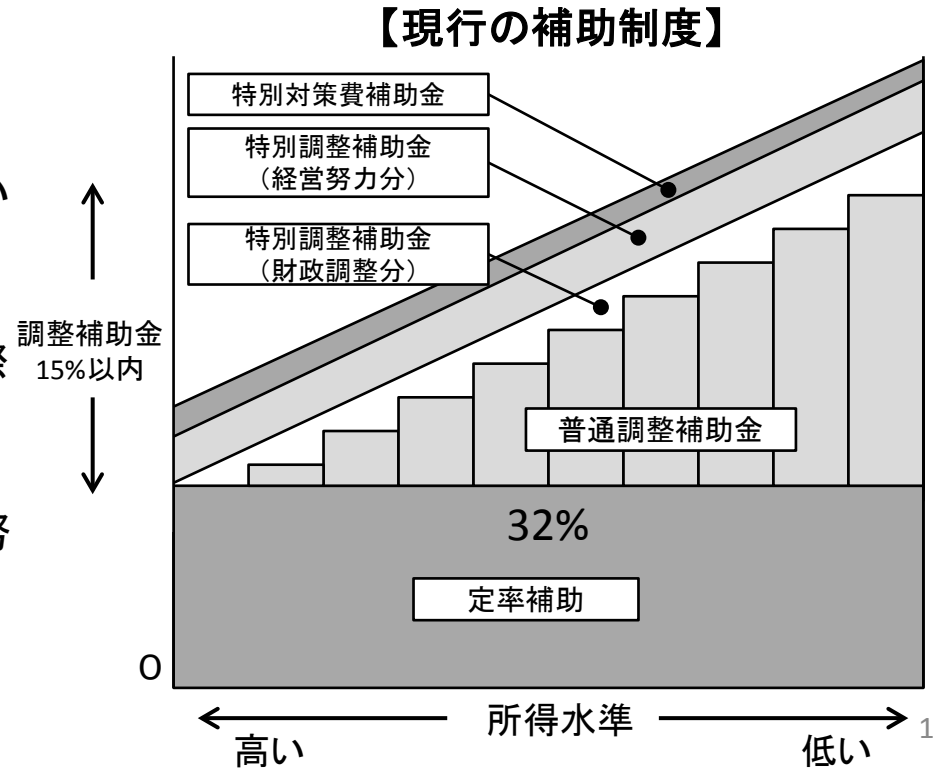
(主なコメント)

- 財政基盤に不安のない組合に対して国庫金が入ることを長期的には廃止すべき。定率分の見直しも必要。
- 特別調整補助金の「経営努力分」と特別対策補助金の廃止、定率補助と調整補助金の増額を含めた見直し。
- 本来、協会けんぽに加入すべきであるが、平成9年以前に健保の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者の定率補助を引き下げ、協会けんぽと同様の水準に抑えるべき。

2. 医療保険部会での議論(10月27日)

(主な意見)

- 一挙に補助率を引き下げるのは困難かもしれないので、段階的实施などの配慮をしつつ、基本的な考え方に沿って見直すべき。
- 医師国保は財政力があるように思われるが、実際には赤字であり積立金を取り崩して運営している。
- 医師国保や歯科医師国保も、財政状況が厳しい中、自家診療分は保険給付しないといった保険者努力により経営をしている。
- 削減した国庫補助は、医療費に回すべき。



○行政刷新会議の事業仕分け(11月16日)

厚生労働省行政事業レビューの結論等を踏まえ、次の基本的考え方に基づき、補助制度全般についての見直し案(A案・B案)を提示。

(見直しの基本的考え方)

- ① 個々の国保組合の「所得水準に応じた補助」を基本とする。
- ② 市町村国保や協会けんぽに対する国庫補助とのバランスを確保する。
- ③ 国保組合に対する不信感や不公平感を持たれないようにする。
- ④ 国保組合が果たしてきた役割を踏まえ、保険者機能の強化に資するようになる。
- ⑤ 各国保組合への財政影響に配慮し、激変緩和措置を設ける(5年間)。

(注) 定率補助の見直しには、法改正が必要。

行政刷新会議に提出したA案・B案の概要

【A案】

- 定率補助を3段階の補助とする。その際、国保組合は、健保組合と異なり事業主負担がなく、国民健康保険の一環として一定の補助が必要であるため、補助率を協会けんぽの水準(16.4%)以上とする。

【国庫補助削減額の粗い試算(5年後)】

- 国庫補助の削減額 **▲290億円程度**
- 加入者1人当たり削減額 医師国保▲2.4万円、歯科医師国保▲1.9万円、薬剤師国保▲2.7万円
一般業種国保▲2.6万円、全国土木建築国保組合▲0.9万円

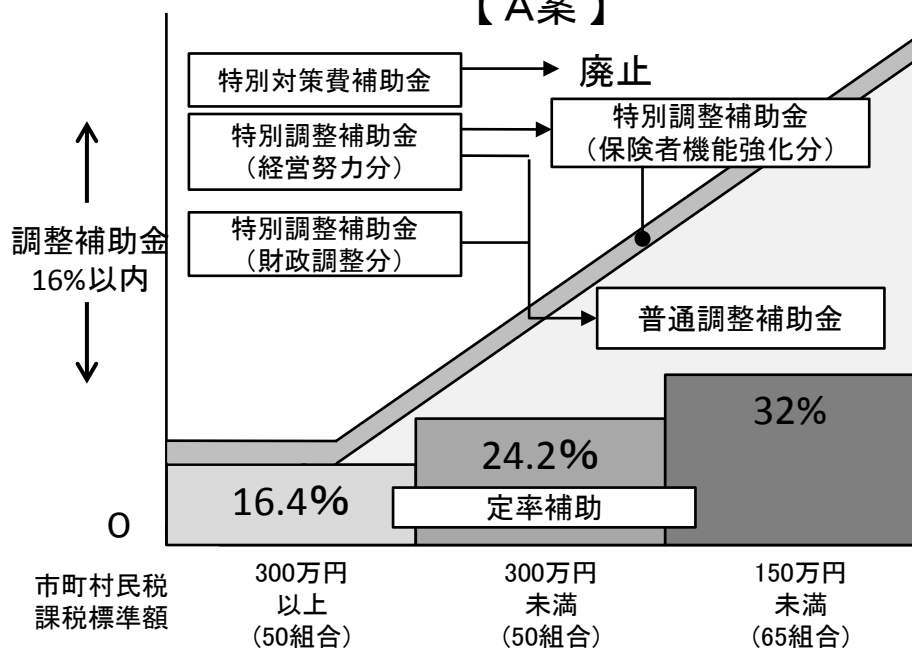
【B案】 ※行政事業レビューの指摘どおり

- 定率補助を5段階の補助とする。その際、所得水準の高い組合に対する定率補助は、廃止(0%)。

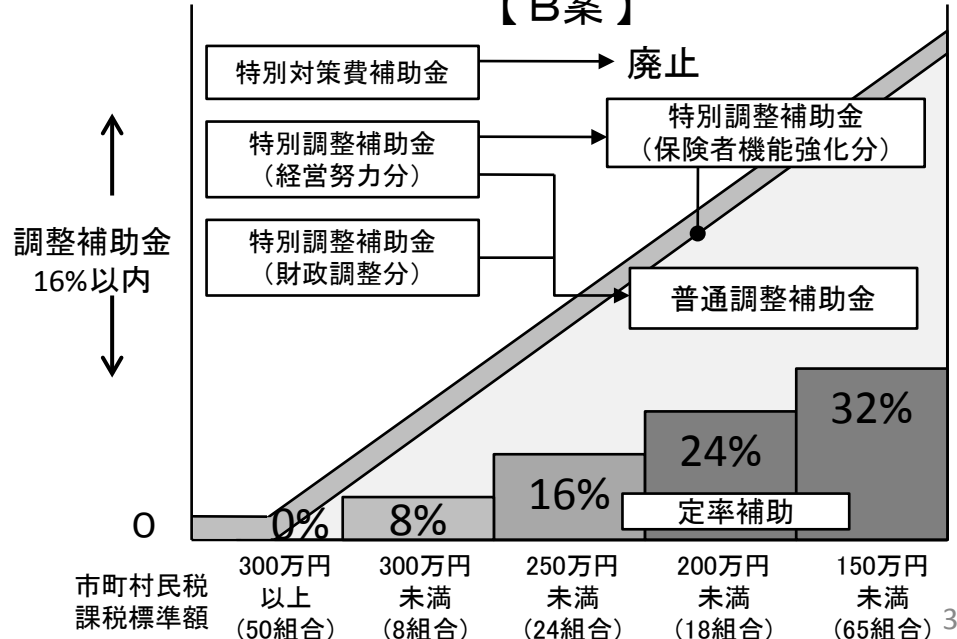
【国庫補助削減額の粗い試算(5年後)】

- 国庫補助の削減額 **▲420億円程度**
- 加入者1人当たり削減額 医師国保▲4.9万円、歯科医師国保▲3.0万円、薬剤師国保▲3.3万円
一般業種国保▲2.9万円、全国土木建築国保組合▲0.9万円

【A案】



【B案】



今後の対応方針

行政刷新会議の事業仕分けWGの評価結果

1. 評価結果

見直しを行う(所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止)

① 国の事業として廃止 0名

② 見直しを行う 13名:

ア 所得水準の高い国保組合(健保組合を参考)に対する定率補助の

a. 廃止 12名

b. 協会けんぽ並みに引下げ 0名

イ その他 3名

③ 見直しを行わない 0名

2. とりまとめコメント

それぞれの組合ごとの所得階層が大きく異なっているので、所得の低い皆さんの集団である国保組合については、従前どおりのしっかりとした補助を、その代わり所得の高い人たちが集まっている国保組合についてはゼロも含めて、厚生労働省B案で進んでいただきたいということを結論とする。



今後の対応方針

事業仕分けの結論等を踏まえ、予算編成過程において、検討。

(参考1)

定率補助の見直し

| | A案 | B案 |
|-----------------------|--|---|
| 一般の国保組合加入者の補助率 | 協会けんぽの補助率(16.4%)を勘案しつつ、定率補助を引き下げ、16.4%、24.2%、32%の3段階とする。【▲170億円程度、国民健康保険法改正が必要】 ア. 国保組合については、健保組合と異なり事業主負担がなく、国民健康保険の一環として一定の補助が必要。少なくとも協会けんぽの水準(16.4%)以上の補助率とすることが適当。 イ. 定率補助では、調整補助金と異なり、医療給付費等の変動に応じて翌年度に精算がなされることとなっており、財政運営の安定を図るため、所得水準に応じ、一定の定率補助を設けることが必要。 | 定率補助を0、8、16、24、32%の5段階とする。【▲290億円程度、国保法改正が必要】 |
| 適用除外承認を受けて加入している者の補助率 | 本来、協会けんぽに加入すべきであるが、健康保険の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者の定率補助については、平成9年8月以前に適用除外承認を受けて加入した者も含め、協会けんぽの水準(16.4%)に統一する。【▲110億円程度、国民健康保険法改正が必要】 | 同左。ただし、16.4%以下の定率補助が併せて適用されるので、補助率は、0、8、16、16.4%となる。【▲140億円程度、国保法改正が必要】 |
| 後期高齢者支援金の拠出に対する補助金 | 平成25年度からの高齢者医療制度見直しに伴い、被用者保険グループの後期高齢者支援金の拠出に総報酬割が全面的に導入されれば(現在1/3部分のみ)、当該支援金に係る協会けんぽに対する補助は廃止されることになるため、これに合わせ、健保の適用除外承認を受けて加入している者の支援金に係る定率補助についても、加入時期にかかわらず、 ① 全国土木建築国保組合は、被用者保険グループとみなし、総報酬割に全面的に参加させることとし、補助を廃止。 ② その他の国保組合は、所得に応じた補助に変更。【▲30億円程度、高齢者医療確保法改正が必要】 | 同左 【▲15億円程度、国保法改正が必要】 |
| 介護納付金の拠出に対する補助金 | 平成23年度からの介護保険制度見直しに伴い、被用者保険グループの介護納付金の拠出に総報酬割が導入されれば、後期高齢者支援金と同様の措置を講ずる。【▲10億円程度、介護保険法改正が必要】 | 同左 【▲5億円程度、介護保険法改正が必要】 |

(参考2) 調整補助金・特別対策費補助金の見直し(A案・B案共通)

【現行制度】

| | | |
|--------------------|----------------------|--------------------------------|
| 普通調整補助金(813億円) | | 10段階区分に応じた補助率(0~23%)により交付 |
| 特別調整補助金 (230億円) | 財政調整分(37億円) | 「調整対象需要額－調整対象収入額」を補填 |
| | 経営努力分(190億円) | 各組合の医療費適正化等への取組状況を点数評価し、配分額を決定 |
| | 原子爆弾被爆者医療費等への支援(2億円) | 原子爆弾被爆者の医療費が一定割合以上の組合等に対して財政支援 |
| 特別対策費補助金(26億円) | | 国保組合が各種事業を行った場合、その費用を補助 |

【見直し案】

- 特別調整補助金の「経営努力分」と「財政調整分」を廃止し、普通調整補助金に統合。
- 普通調整補助金については、定率引下げによる所得水準の低い組合への財政影響を緩和するため、調整補助金の総枠を給付費等の「15%以内」から「16%以内」としつつ、配分方法を見直し、「所得水準に応じた補助」を徹底（市町村国保と同様の仕組み）。
 - ≪新たな配分方法≫ 「調整対象需要額(当該組合が保険料で賄うことが予定されている額)」から「調整対象収入額(当該組合が徴収すべき理論上の保険料額)」を控除した額を交付。各組合への配分額＝調整対象需要額(A)－調整対象収入額(B)
 - ・ 調整対象需要額(A)＝医療給付費等一定率補助
 - ・ 調整対象収入額(B)＝応益額(被保険者数×係数)＋応能額(課税所得額×係数)
- 特別調整補助金は、保険者機能強化のための補助と位置付け。保険者機能強化に資する補助対象事業のメニュー（例：健診・保健指導、レセプト点検、後発品差額通知等）を示した指針を作成し、これに沿った事業に対して補助（市町村国保と同様の仕組み）。原子爆弾被爆者医療費等への財政支援は、存続。
- 特別対策費補助金は、廃止。

【見直し案のイメージ】

